

平成 25 年 12 月 18 日

友愛ホーム株式会社に対する勧告について

消費者庁は、12月17日、友愛ホーム株式会社（以下「友愛ホーム」といいます。）に対し、消費者安全法第40条第4項の規定に基づき、勧告を行いました。友愛ホームが募集する社債（無担保転換社債型新株引受権付社債）に係る取引は、消費者安全法第2条第8項に規定する多数消費者財産被害事態を発生させており、同事態による被害の拡大の防止を図る必要があると認められました。

1 友愛ホームの概要

所在地 東京都港区白金台3-4-17-2F

代表者 代表取締役 村里 洋一郎

設立 平成18年8月31日（平成25年3月22日に現商号の「友愛ホーム株式会社」へ変更）

資本金 9900万円

2 本件の概要

(1) 事実

ア(ア) 友愛ホームは、平成25年9月頃から、有料老人ホーム事業について記載した資料、1口20万円の社債の募集に関する資料等を消費者宅に送付し、これを見て社債の購入を申し込んだ消費者との間で、社債の募集に係る契約を締結していた。

イ(イ) 友愛ホームが所在地としている場所には、友愛ホームに関わる拠点が存在していない。また、有料老人ホームの供与をする事業を行うに当たっては、都道府県等地方公共団体に対して老人福祉法に基づく有料老人ホーム設置の届出が必要なところ、友愛ホームは当該届出を行っていない。

ウ(ウ) 友愛ホームが、消費者宅に送付した有料老人ホーム事業について記載した資料には、友愛ホームの「ごあいさつ」、「会社概要」等が記載され、あたかも友愛ホームが有料老人ホーム事業を運営しているかのような外観を呈しており、友愛ホームは社債の募集について、不実のことを告げた。

エ(エ) 友愛ホームは、前記アのとおり、消費者に対して示す取引の対象となるものの内容が実際のもものと著しく異なる取引を行っていたことにより、多数の消費者の財産に被害を生じさせていた。

オ(オ) 友愛ホームは、前記アの行為に係る取引を取り止めたとは認められない。

(2) 勧告の内容

ア(ア) 友愛ホームは、社債の募集に関する契約の締結を勧誘するに際して、今後、有料老人ホーム事業の運営についての実体がないままに社債の募集を行わないこと。

イ(イ) 友愛ホームは、前記アに基づいて採った措置について、速やかに消費者庁長官に報告すること。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)9287

消費者安全法（抜粋）

（平成二十一年法律第五十号）

（定義）

第二条

1～4 （省略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一及び二 （省略）

三 前2号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6～7 （省略）

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第5項第3号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のもものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

（事業者に対する勧告及び命令）

第四十条

1～3 （省略）

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5～8 （省略）

(権限の委任)

第四十六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による権限その他この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 (省略)

○ 消費者安全法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百二十号)

(消費者の利益を不当に害する等のおそれがある行為)

第三条 法第二条第五項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (省略)

二 消費者との間の契約（事業として締結するものに限る。以下この条において同じ。）に関し、その締結について消費者を勧誘するに際して、又は消費者による当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、次のイからニまでのいずれかに該当する行為をすること。

イ 当該契約に関する事項であって、消費者の当該契約を締結するかどうか又は当該契約の解除若しくは解約をするかどうかについての判断に通常影響を及ぼすものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。

ロ～ニ (省略)

三～七 (省略)